

平成30年3月15日
大阪航空局
九州地方整備局

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書等について

福岡空港回転翼機能移設事業は、福岡空港における回転翼機能を対象とした運用施設を現空港場外に新たに設置を行うものであり、福岡市環境影響評価条例第2条第3項に規定する対象事業に該当いたします。

このたび、事業者である国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、同条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書（以下、「評価書」という。）」をとりまとめ、評価書及び同要約書を本日付で福岡市長に提出いたしました。

環境影響評価書とは、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の結果をとりまとめたものです。

評価書及び同要約書について、本日より下記の期間縦覧いたします。

- ・縦覧期間：平成30年3月15日から平成30年4月14日まで
※詳しくは、別紙をご覧ください。

《対象事業の概要》

- ・事業者の名称、代表者の氏名
国土交通省大阪航空局長 干山 善幸
国土交通省九州地方整備局長 増田 博行
- ・主たる事務所の所在地
大阪航空局：大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号大阪合同庁舎第四号館
九州地方整備局：福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎
- ・対象事業の名称
福岡空港回転翼機能移設事業
- ・対象事業の種類
飛行場及びその施設の設置の事業
- ・対象事業実施区域
福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜
- ・対象事業の規模
飛行場及びその施設の設置の面積 8.66ヘクタール

【問い合わせ先】
大阪航空局 空港部 空港企画調整課
担当：村田（むらた）、溝上（みぞがみ）
直通：06-6949-6469
九州地方整備局 港湾空港部 福岡空港整備推進室
担当：鈴木（すずき）、藤本（ふじもと）
直通：092-451-3956

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書の 縦覧について

国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書（以下、「評価書」という。）」を作成しましたので、以下のとおり縦覧いたします。

- 1 縦覧期間は、平成30年3月15日から平成30年4月14日までです。ただし、福岡市和白地域交流センター及び福岡市立東市民センターは3月26日を除き、国土交通省の各所及び福岡市東区役所は土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- 2 縦覧場所は、以下のとおりです。
 - ・ 国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
 - ・ 国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部総務課
 - ・ 国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港整備課
 - ・ 国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
 - ・ 福岡市役所情報プラザ
 - ・ 福岡市東区役所企画振興課
 - ・ 福岡市立東市民センター
 - ・ 福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）
 - ・ 福岡市奈多公民館
- 3 縦覧時間は、9時00分から16時30分までです。
- 4 縦覧の場所には、「評価書」、「同要約書」、「評価書のあらまし」の縦覧物のほかに、「縦覧について（別紙）」を設置しております。
- 5 縦覧は、所定の場所で行うものとし、縦覧物の所定の場所以外への持出し、貸出しは禁止いたします。
- 6 評価書、同要約書及び評価書のあらまきは、大阪航空局ホームページでも公表しております。
大阪航空局ホームページ：<http://ocab.mlit.go.jp/top/>
- 7 評価書、同要約書及び評価書のあらましの複写については、縦覧場所では対応しておりません。必要に応じて、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてください。

- 8 評価書、同要約書及び評価書のあらましの縦覧に関するご質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課、又は、九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室にお問い合わせください。

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

電話 06-6949-6469

時間 午前9時30分～午後5時00分

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室

〒812-0005

福岡県福岡市博多区大字上臼井606

福岡空港合同庁舎 福岡空港出張所内

電話 092-451-3956

時間 午前9時30分～午後5時00分